

乳がん・子宮がん検診業務委託(一般委託)仕様書

乳がん・子宮がん検診業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	職員の健康管理と疾病を予防するため。
2	履行期間	契約日より令和6年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市日の出町1-5 ヴェルクよこすか
4	業務内容	別紙特記仕様書のとおり
5	特記事項	別紙特記仕様書のとおり
6	関係法規	
7	資格要件	・平成30年4月1日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した出張方式による集団健診業務(業務内容に検診車稼働による乳房エックス線検査を含むこと)の契約を元請けとして締結し完了した実績があること。 ・医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の規定による病院又は診療所の開設許可を受けていること。
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託):単位(/人)
9	支払方法	本件は実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。 ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	総務部人事課 深井 凜 046-822-8184(直通)

< 指示又は希望事項 >	
グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。

内訳書(単価契約用)

(税抜)

No.	業務名	単位	予 定 量	上限単価 (円)	契約単価 (円)
1	乳がん検診(視触診)	人	250	3,300	
2	マンモグラフィ	人	250	4,300	
3	子宮がん検診	人	300	4,500	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

- 1 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 2 契約単価欄は、契約者が記入する。
- 3 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札額とすること。

特記仕様書

1 名 称 乳がん・子宮がん検診業務委託

2 履 行 期 間 契約日～令和6年3月31日

3 施 行 場 所 横須賀市日の出町1-5 ヴェルクよこすか

4 乳がん検診

(1) 受診予定者数

250人(上下水道局、職員労働組合、職員厚生会を含まない。)

(2) 期間及び場所

ア 令和6年1月9日(火)全日、1月19日(金)午後

2月5日(月)午後、2月21日(水)全日 の計4日

イ 受付時間 午前9時30分～午前11時30分(全日の日のみ)

午後2時00分～午後3時50分 とする。

実施時間 午前9時30分～午前12時 (全日の日のみ)

午後2時00分～午後4時30分 とする。

ただし、実施時間は検査の待機者が終了するまでとすること。

ウ 受付業務については、受託者にて行うものとする。

(3) 検診実施内容

ア 視触診

(ア) 問診 月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、乳房の状態、過去の検診受診状況を聴取するものとする。

(イ) 視診 乳房、乳房表面の皮膚、乳頭及び腋窩^{えきか}の状況を観察するものとする。

(ウ) 触診 乳房、乳頭及びリンパ節の触診を行う。

イ マンモグラフィ

(ア) 撮影 ・検診車稼働により撮影を行う。

・撮影は、NPO法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会により認定を受けた専門技師によりMLO1方向撮影とする。

・受診者数により必要に応じて検診車両の増車をを行うこと。

・乳房X線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしていること。また、マンモグラフィ検診精度管理中央委員会施設画像評価委員会の認定をうけていること。

- (イ) 読影方法
 - ・NPO法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会により認定を受けた2名の医師で二重読影し判定を行うこと。
 - ・**検診実施** までに読影医の資格を証する書面を提出し、本市の承認を得ること。
 - ・有所見の判定にあたっては、必要に応じ過去の記録との比較を行うこと。

5 子宮がん検診

(1) 受診予定者数

300人(上下水道局、職員労働組合、職員厚生会を含まない。)

(2) 期間及び場所

上記4に同じ

(3) 検診実施内容

- ア 問診 妊娠、分娩歴、生理の状況不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取するものとする。
- イ 視診 膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察するものとする。
- ウ 細胞診 子宮頸管部及び膣部表面の全面擦過法により細胞を採取し、迅速に固定した後、パパニコロウ染色を行い、顕微鏡下で観察するものとする。
- エ 検査 上記ア、イ、ウについては、婦人科専門医が、採取した細胞標本については、日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医が判定を行うものとする。

6 受診票等について

- (1) 受診票及び検診に必要な器具については、受託者にて準備し、検診単価に含めること。
- (2) 受診票は、個人ごとに作成し、所属・所属番号・氏名・職員番号・検診項目を印字すること。
- (3) 受診者名簿を実施日の4週間前までに電子媒体で提供するので、2週間前までに所属番号、職員番号の順で所属ごとに取りまとめ提出すること。

7 検診結果報告について

- (1) 検診結果報告書は、検診終了後30日以内に提出すること。その際、再検(要精密検査)以上は開封とし、その他は封をすること。開封と封をしたもので束を分けること。封をしたものは、所属ごとに取りまとめ提出すること。開封、封をしたものとも検診日、所属別、職員コード順に並べること。なお、窓付き封筒を使用する場合は、窓部分の材質も紙の物を使用すること。
- (2) 職員への結果報告書の配布時に、本市に対し、電子媒体及び書面による結果データの一覧を本市指定の様式により納品すること。

- (3) 検査の結果、ただちに精密検査が必要な者が発見された場合は、ただちに本市に連絡し指示に従うこと。
- (4) X線フィルムを含む記録は、受託機関で保管し契約終了後は速やかに返却すること。本市の所有する過去の検診結果についても契約締結後速やかに受領し、あわせて保管すること。また、本市が個人の一時返却を依頼した場合は、迅速に行うこと。
- (5) 検診終了後、完了届により完了の報告を行うこと。

8 検診会場について

- (1) 会場設営（受付、問診場所、乳がん診察場所、待合場所の設営等）については、受託者にて行うものとする。
- (2) 会場の実査は本市と事前に打ち合わせを行い、検診車両の大きさ、搬入日時・電源等を必ず確認し、実施に支障がないようにすること。なお、検診にかかわる器具（衝立、シーツ等を含む）については、受託者で用意すること。ただし、検診会場に備え付けの器具を使用することは、差し支えない。
- (3) 受診者のプライバシーに十分配慮すること。
- (4) 各検診項目について随時確認し、検診漏れが起きないように十分注意すること。
- (5) 検診会場において、医師や看護師等検診に係る者に機関名及び氏名を明記した名札を着用させること。
- (6) 検診実施時には、受診者に検査等の順序を指示するとともに待ち時間の短縮にも努めること。
- (7) 受診者に対する態度や言葉使いなど、不信感を与えないよう十分注意すること。
- (8) 会場の後片付けは、受託者にて行うものとする。

9 その他

- (1) この検診にかかわる情報については、本市個人情報の取扱いに関する特記事項を遵守すること。
- (2) 本仕様書同様の内容で、上下水道局、職員労働組合、職員厚生会と本契約と同単価で契約を行うこと。上記団体の受診予定者数は、乳がん検診15人、子宮がん検診15人とする。ただし、この人数は、本契約には含まない。（本仕様書中、4の（1）及び5の（1）の受診予定者数には含まない。）
名簿提出、結果報告、検診の指示等は、本市が行うものとする。なお、書面による結果データ一覧については、上下水道局、職員労働組合、職員厚生会を、本市分とは別つづりにして納品すること。
- (3) 受診者又は本市の意向により受診しない項目がある場合は、当該項目にかかわる料金について、減額すること。

（受診者人数について、申し込み後の退職や、当日の体調不調等を理由として受診できない検診が発生した場合は、実際に検診を実施した人数で精算を行うこと。）

- (4) この仕様書の内容については、本市と協議のうえ、本市の指示により変更できるものとする。また、この仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合については、本市と協議のうえ、本市の指示に従うものとする。
- (5) 検診中に不測の事態やトラブルが発生した場合は、本市にただちに連絡するとともに、事態に応じた適切な措置を講じること。
- (6) 検診により生じた廃棄物は、受託者が確実に回収し、責任を持って適法に処分すること。
- (7) 業務上で車両を使用する場合は、特別の事情がある場合を除きアイドリングを行わないこと。
- (8) 検診車の検査機器の整備、管理には万全を期すこと。併せて、開始時間、**実施** 時間等も厳守すること。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第5章(行政機関等の義務等)の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

（事故発生時等における報告）

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じその損害を賠償しなければならない。

（補則）

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。